

TLAC規制に関するQ&A

(平成 31 年 3 月 15 日公表)

本項目に記されている条文番号は、特に記載のない限り、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの」(平成 31 年金融庁告示第 9 号。以下「TLAC 告示」)の条文番号となっています。

<事前拠出金の算入>

【関連条項】第 2 条第 2 項、第 5 条第 2 項

第 2 条-Q1 金融機関が「本邦における秩序ある処理の実施に当たり預金保険機構に事前に積み立てられた資金を資本再構築に用いることができる場合」とは、具体的にどのような場合を指しますか。

(A)

金融安定理事会 (FSB) が 2015 年 11 月 9 日に公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築に係る原則」(以下「TLAC 合意文書」)においては、破綻時における資本再構築に対する「信頼のある事前のコミットメント」がある場合には、一定額を外部 TLAC として算入可能であることが定められています。かかるコミットメントは業界からの事前積み立てにより賄われる必要があり、また、費用を拠出することに法的な障害がなく、かつ外部 TLAC として算入することに関係当局の同意が得られていることが必要です。

したがって、預金保険機構に事前に積み立てられた資金を資本再構築に用いることができることを前提に、一定額を外部 TLAC の額に算入することにつき関係当局の同意が得られている場合には、国内処理対象銀行持株会社においては外部 TLAC の額への算入が認められ、また、本邦で設立されたその主要子会社 (以下「国内主要子会社」)においては内部 TLAC への勘案が認められると考えられます。

なお、海外 G-SIBs の主要子会社である本邦の金融機関については、内部 TLAC を通じた海外の親会社への損失移転が行われる場合、国内処理対象銀行持株会社において想定されるような特定第二号認定を経ることなく、当該主要子会社は健全性を回復することが想定されるため、内部 TLAC への勘案は認められません。

(注) 上記を踏まえ、本 Q&A 公表日時点において本邦 TLAC 規制が適用されている又は適用が予定されている国内処理対象銀行持株会社及び国内処理対象最終指定親会社については、いずれも、外部 TLAC の額につき所定額の算入及び国内主要子会社の内部 TLAC の額につき所定額の勘案が認められます。

<連結における重要性の原則>

【関連条項】 第3条、第6条

第3条-Q1 連結の範囲について、連結財務諸表規則第5条第2項に規定する重要性の原則は適用されますか。

(A) (自己資本比率規制に関する Q&A 第3条-Q1 もご参照ください。)

金融子会社(「保険子法人等」及び関連する国内処理対象銀行持株会社グループに含まれない子法人等を除く)のうち、連結財務諸表規則第5条第1項各号に該当しないものについては、同条第2項(重要性の原則)を適用せず、連結の範囲に含めます。

<決算日が異なる場合>

【関連条項】 第3条、第6条

第3条-Q2 親会社と子会社の決算日が異なる場合、どのように扱いますか。

(A) (自己資本比率規制に関する Q&A 第3条-Q2 もご参照ください。)

- (1) 子会社は、原則として親会社の決算日(連結決算日)に正規の決算に準ずる合理的な手続きによる仮決算を行うものとします。
- (2) 親会社と子会社の決算日の差異が3か月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行っても差し支えありません。ただし、資産・負債等に重要な変動がある場合及び連結会社間の取引に係る重要な不一致がある場合には必要な調整を行うものとします。
- (3) 子会社のオフ・バランス取引は、当該子会社の財務諸表基準日現在のオフ・バランス取引残高を基礎として連結するものとします。

<構造劣後における TLAC 適格>

【関連条項】 第4条第3項第2号

第4条-Q1 「国内処理対象銀行持株会社グループの構造等に鑑み、発行者の債権者が国内処理対象銀行持株会社グループの他の会社の債権者よりも構造的に劣後していると認められる場合」において、当該商品の契約書若しくは発行要項又はこれらの附属書類中に「発行者において当該債務がその他外部 TLAC 調達手段となることを意図していること及び発行者の倒産処理手続においてその全部又は一部の支払を受けることができないリスク」をどのように記載すべきでしょうか。

(A)

TLAC 合意文書においては、破綻処理対象法人の発行する外部 TLAC 適格商品は劣後性を有することが求められています。これを踏まえ、本邦 TLAC 規制においては、国内処理対象銀行持株会社が発行するその他外部 TLAC 調達手段について「契約上の劣後性」又は「構造上の劣後性」のいずれかが必要としています。

一般的に、グループ内のある会社がグループの他の会社の収益（配当）に依存するような構造を有しているような場合、平時のキャッシュフローや破綻時の回収の場面において、当該会社の債権者はグループの他の会社の債権者に事実上劣後することが想定されます（構造上の劣後性）。具体的には、持株会社構造のグループにおいて、持株会社の債権者が子会社の債権者に劣後するような事態が生じます。

本邦 TLAC 規制においても、かかる構造上の劣後性を理由に国内処理対象銀行持株会社からその他外部 TLAC 調達手段を発行する場合、劣後特約がないいわゆるシニア債であってもその他外部 TLAC 調達手段としての適格性が認められます。

かかるシニア債の債権者は、万一実際の破綻処理が開始された場合（「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ－１１－６－２－２参照）においては、持株会社の法的倒産手続において配当が受けられない可能性があります。

したがって、その他外部 TLAC 調達手段としての適格性が認められるためには、かかる取扱いを受けるリスクを債権者が明確に認識できるよう、当該商品の契約書若しくは発行要項又はこれらの附属書類中に、債務者たる国内処理対象銀行持株会社において当該債務がその他外部 TLAC 調達手段となることを意図していること及び発行者の倒産処理手続においてその全部又は一部の支払を受けることができないリスクが適切に記載されている必要があります。

例えば、社債の募集に係る有価証券届出書及び目論見書において、当該社債が発行者たる国内処理対象銀行持株会社のその他外部 TLAC 調達手段として扱われることを意図していることを記載したうえで、当庁が発行者に対してその望ましい処理戦略に基づいて破綻処理権限を行使する場合においては、当該社債に係る元利金支払債務については発行者の破産手続を通じて処理されることにより、債権者が元利金の一部又は全部の支払を受けることができない可能性があるリスクにつき、必要に応じて「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ－１１－６－２－２に言及するなどして記載することが考えられます。

<発行者と密接な関係を有する者>

【関連条項】第4条第3項第3号、第7条第3項第4号

第4条-Q2 「発行者と密接な関係を有する者」に含まれる者を教えてください。

(A) （自己資本比率規制に関する Q&A 第5条-Q5 もご参照ください。）

発行者の親法人等、子法人等及び関連法人等並びに当該親法人等の子法人等（発行者を除く。）及び関連法人等が含まれます。

<ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還（等）を行う蓋然性を高める特約>

【関連条項】第4条第3項第5号、第7条第3項第6号

第4条-Q3 ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約に該当する具体的な事例を教えてください。

(A) (自己資本比率規制に関する Q&A 第 6 条-Q8 もご参照ください。)

具体的には、例えば以下のような事例が該当します。

- ① 当該その他外部 (内部) TLAC 調達手段を償還しなかった場合に、当該その他外部 (内部) TLAC 調達手段のクレジット・スプレッドが上昇する内容となっている場合
- ② 金利の算定方法が発行後一定期間経過後に変更される場合において、「変更後の参照レートに対するクレジット・スプレッド」が、「当初の支払金利レートとスワップ・レートの差額」を上回る場合
- ③ 当該その他外部 (内部) TLAC 調達手段を償還しなかった場合に当該発行者がその支払利息に関して当該その他外部 (内部) TLAC 調達手段の保有者に課される源泉徴収税を肩代わりする義務を負う等、当該発行者の支払利息を実質的に増加させる内容となっている場合
- ④ 当該その他外部 (内部) TLAC 調達手段を償還しなかったことを条件として、当該その他外部 (内部) TLAC 調達手段が株式に転換され又は当該その他外部 (内部) TLAC 調達手段の保有者が当該発行者の株式への転換請求権を行使することができる内容となっている場合

<発行後 1 年を経過する日以前の償還事由>

【関連条項】第 4 条第 3 項第 8 号、第 7 条第 3 項第 9 号

第 4 条-Q4 「発行の目的に照らして償還等又は買戻しを行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

(A) (自己資本比率規制に関する Q&A 第 6 条-Q2 もご参照ください。)

税務上の事由や規制上の事由 (規制の変更等により、当該その他外部 (内部) TLAC 調達手段が外部 (内部) TLAC としての適格性を失うおそれがある場合又は適格性を失った場合等) のほか、上場会社である発行者が上場廃止となること等の事由により、償還又は買戻しを行うことがやむを得ないと認められる場合を指します。なお、こうした場合であっても、償還又は買戻しを行うためには同号に定める償還又は買戻しに関する要件を全て満たす必要があります。

<海外準拠法のその他外部 TLAC 調達手段>

【関連条項】第 4 条第 3 項第 9 号

第 4 条-Q5 外国の法令に準拠する場合、その他外部 TLAC 調達手段としての適格性が認められるためにはどのような手当が必要ですか。

(A)

外国の法令に準拠する場合、当該その他外部 TLAC 調達手段が適切に総損失吸収力及び資本再構築力を発揮するためには、本邦の秩序ある処理の実施に伴う各種の権利制限の効果をその保有者に有効に及ぼすことができる必要があります。

したがって、発行者たる国内処理対象銀行持株会社に対する特定第二号認定以後、発行者の法的倒産手続によるその他外部 TLAC 調達手段の元本削減効果を発生させるに到る一連の措置（以下「本件措置」）が行われるまでの間、その他外部 TLAC 調達手段の保有者による手続外での本件措置の実効性を損なうような形での債権回収を強制力をもって排除することが必要と考えられます。これは、(i)本邦の秩序ある処理の実施の効果が、当該国の法令に基づき適切かつ確実に承認（recognition）されること、又は(ii)かかる承認が行われることが期待できない場合には何らかの契約上の措置を設けることにより実現することが想定されます。

(i)については、本邦の秩序ある処理の実施の効果が当該国の法令に基づき適切かつ確実に承認されることが期待できることにつき、法律専門家による法律意見書を具備していることが必要です。

(ii)については、契約上、発行者に対する特定第二号認定があった場合に、内閣総理大臣による特定管理を命ずる処分（預金保険法第 126 条の 5）に基づき発行者の業務執行・財産管理処分権が預金保険機構に専属することを前提に、債権者が同法に基づく各種措置に基づく権利制限を受けることに同意する旨が規定されていることが必要です。具体的には、①同法第 126 条の 16 に規定する債権者による債権回収の制限（特定第二号措置が適用される金融機関の業務に係る動産又は債権であって、特定承継金融機関等（ブリッジ持株会社）に承継又は譲渡されるものに係る差押えの禁止）、及び②同法第 126 条の 13 に規定する株主総会等の特別決議等に代わる裁判所の許可を得て債務が他の法人に譲渡されること等についての債権者の同意（みなし同意を含む）を規定することが必要と考えられます。

<TLAC 適格を失わせる特約>

【関連条項】 第 4 条第 3 項第 12 号、第 7 条第 1 項

第 4 条-Q6 総損失吸収力及び資本再構築力を実質的に減殺するような特約とは、具体的にどのようなものを指しますか。

(A)

その他外部 TLAC 調達手段・その他内部 TLAC 調達手段ともに、発行体の実質破綻認定時における総損失吸収力又は資本再構築力となることが期待されるものであることから、発行体の経営悪化局面において、実質破綻認定時よりも前に元本の削減等や期限の利益の喪失等を生じさせることで、発行体の総損失吸収力及び資本再構築力を実質的に減殺することになるような特約が定められている場合には TLAC として認めるべきではないと考えられます（その他外部 TLAC 調達手段の場合は適格性が否定され、その他内部 TLAC 調達手段の場合は該当するものを控除する必要）。

いわゆる期限の利益喪失条項については、発行体の経営状況の悪化と無関係に発生しうる義務等の違反を理由とする条項や、義務等の違反が発行体の経営状況の悪化に伴い発生しうるものであっても、実際に発行体が期限の利益を失うのは実質破綻認定後になること

が想定されるような条項は「損失吸収力及び資本再構築力を実質的に減殺するような特約」に該当しません。他方、義務等の違反が発行体の経営状況の悪化に伴い発生しうるものであって、発行体の実質破綻認定時の前に期限の利益を喪失することが想定されるような条項は、発行体の実質破綻認定時において本来具備されているべき損失吸収力が失われることになりかねないため、「損失吸収力及び資本再構築力を実質的に減殺するような特約」への該当性が問題となります。

例えば、その他外部 TLAC 調達手段における期限の利益の喪失に係る特約について、元利払いの懈怠があった場合については、必ずしもその時点では発行体に対して特定第二号認定が行われる状態にあるとは限らないため、合理的な治癒期間（少なくとも 30 日）を置いてもなお治癒されないような場合に限り失期する旨を定めることが必要と考えられます。

また、発行体がその他外部 TLAC 調達手段以外に負債を負っている場合で、かつ、当該負債が発行体に係る特定第二号認定前に期限の利益を喪失した場合において、その他外部 TLAC 調達手段についても期限の利益を喪失することを定めるようないわゆるクロスデフォルト条項については、原則として発行体の経営悪化局面において総損失吸収力及び資本再構築力を実質的に減殺することになると考えられます。

その他、当局の事前の確認を経ない契約上の地位の移転・債務引き受け等もこれに該当すると考えられます。

他方、発行体に倒産手続が開始している状態においては、既に実質破綻認定時を迎えていると考えられることから、倒産手続開始等を理由とする期限の利益喪失条項はこれに該当しません。

<除外債務>

【関連条項】第 4 条第 4 項、第 7 条第 4 項第 1 号

第 4 条-Q7 除外債務に該当する「デリバティブ取引に係る債務又はこれに類する債務」「契約以外の原因で生じた債務」及び「国内処理対象銀行持株会社グループの業務運営に不可欠な契約に基づく債務その他我が国の金融システム上重要と認められる債務」とはそれぞれどのようなものを指しますか。

(A)

① デリバティブ取引に係る債務又はこれに類する債務

TLAC 合意文書においては、デリバティブ取引から直接生じた債務のみならず、「仕組債のように、デリバティブにリンクした特徴を有する負債性商品」についても、TLAC 適格性を有しない「除外債務」(excluded liabilities)として扱われています。

かかる商品につき TLAC 適格性が認められないとされた趣旨は、金融機関の破綻処理において利用可能な総損失吸収力・資本再構築力が損なわれないよう、予期しない TLAC 調達手段の償還や元本の減少等を防ぐことにあると考えられます。

これを踏まえ、本邦 TLAC 規制においては、デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第

20 項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。)に係る債務でなくとも、例えば参照指標の変動等（金融指標の変動、法人の信用状態に係る事由その他これに類似するもの等）に伴い元本額の減少や満期の短縮等が発生し、総損失吸収力・資本再構築力の低下をもたらさしめるもの及びデリバティブ取引に係る証拠金・担保金については、「デリバティブ取引に係る債務又はこれに類する債務」に当たると考えられます（なお、その他外部 TLAC 関連調達手段を裏付資産とし、そのキャッシュフローを変換したに過ぎないようなパッケージ債は、これに該当せず、その他外部 TLAC 関連調達手段として取り扱うべきと考えられません。）。

発行者の任意による時に限り当該商品の償還等又は買戻しを行うことが可能（いわゆるコール・オプション付き）である TLAC 調達手段については、かかるオプションが付されていることのみを以て「デリバティブ取引に係る債務…に類する債務」に該当するものではありませんが、その他外部 TLAC 調達手段として認められるためには、償還等又は買戻しにあたり、総損失吸収力及び資本再構築力の充実についてあらかじめ金融庁長官の確認を受けることその他の第 4 条第 3 項第 8 号に定める要件を満たすことが必要です。

② 契約以外の原因で生じた債務

国内処理対象銀行持株会社の破産手続において優先すると考えられる公租公課・労働債権に係る債務の他、損害賠償請求権の支払債務等が該当します。

③ 国内処理対象銀行持株会社グループの業務運営に不可欠な契約に基づく債務その他我が国の金融システム上重要と認められる債務

国内処理対象銀行持株会社が締結している CSS（クリティカル・シェアード・サービス）に係る契約、オフィスの賃貸借契約、物品のリース契約、IT 関連契約その他業務継続のために不可欠な契約に基づく債務が該当します。

<借入れ形式の TLAC 調達手段>

【関連条項】第 4 条第 3 項、第 7 条第 3 項

第 4 条-Q8 銀行持株会社が行う借入れもその他外部 TLAC 調達手段に該当しますか。

(A)

第 4 条第 3 項に定める要件を満たす金銭消費貸借であれば、当該金銭消費貸借に係る銀行又は銀行持株会社の借入れはその他外部 TLAC 調達手段に該当します。この場合、「発行者」とは借入れを行う銀行持株会社を、「発行」とは借入れの実行を指します。

同様に、第 7 条第 3 項に定める要件を満たす金銭消費貸借に係る主要子会社の借入れはその他内部 TLAC 調達手段に該当します。

<バーゼルⅢ規制が直接適用されない業種における最低所要内部 TLAC 額>

【関連条項】第 5 条

第 5 条-Q1 主要子会社において、非規制業種である等の理由でバーゼルⅢ規制における

「リスク・アセットの額」や「総エクスポージャーの額」を計算することが困難である場合はどのように最低所要内部 TLAC 額を算出すればよいですか。

(A)

TLAC 合意文書においては、主要子会社に係る内部 TLAC の最低所要水準は、「仮に当該主要子会社が破綻処理対象法人であったと仮定した場合に必要な外部 TLAC の最低所要水準」に一定の掛目を乗じた額とされています。

これを踏まえ、TLAC 告示では、TLAC 段階適用の場合には当該主要子会社のリスク・アセットの額の 16%又は総エクスポージャーの額の 6%のいずれか大きい額、TLAC 完全適用の場合には当該主要子会社のリスク・アセットの額の 18%又は総エクスポージャーの額の 6.75%のいずれか大きい額にそれぞれ別途定める掛目を乗じた額を内部 TLAC の最低所要水準と定めています。

ここで、16% (18%)・6% (6.75%) とは、万一主要子会社の資本が全て失われた場合であっても資本再構築により業務継続可能な水準を回復できるよう、別途規制で定められている最低所要自己資本水準（自己資本比率規制においてはリスク・アセットの額の 8%、レバレッジ比率規制においては総エクスポージャーの額の 3%）を 2 倍 (2.25 倍) したものであると説明することができます。

したがって、バーゼルⅢ規制が直接に適用されていない主要子会社についても、業務継続可能な最低所要資本水準の 2 倍 (2.25 倍) を目安として「リスク・アセットの額に準ずる額」及び「最低所要リスク・アセットベース TLAC 比率に準ずる比率」を求めることが可能と考えられます（なお、レバレッジ比率規制は自己資本比率規制の補完的な指標であり、また、平成 31 年 3 月 31 日現在では国際統一基準行のみが対象であるため、それ以外の主要子会社については、現時点ではこれに相当する計数を算出する必要はありません。）。

この点、金融商品取引業者については、金融商品取引法に基づき、その自己資本規制比率の最低基準が 120%とされているため（同法第 46 条の 6 第 2 項）、かかる水準が業務継続可能な最低所要資本水準になると考えられます。

したがって、第 5 条第 1 項における「当該主要子会社に係るリスク・アセットの額…に相当する額」「当該主要子会社の最低所要自己資本比率…に相当する比率」は、金融商品取引業者であれば、それぞれ「金融商品取引法に基づき適用のある自己資本規制比率を算出する際の分母に相当する額」「120%」を指すと考えられます。

ただし、同条第 2 項に基づき、主要子会社の親法人等である国内処理対象銀行持株会社が本邦における秩序ある処理の実施にあたり事前に積み立てられた資金を資本再構築に用いることができる場合、「当該主要子会社の最低所要自己資本比率…に相当する比率」について、TLAC 段階適用の場合は $(16-2.5) \div 16$ 、TLAC 完全適用の場合は $(18-3.5) \div 18$ を乗じる調整を行う必要があります。

以下に、主要子会社の業態別の最低所要内部 TLAC 額の具体例を示します。

<国内の主要子会社の最低所要内部 TLAC 額の具体例>

規制適用対象		本邦 TLAC 対象 SIBs ^(※1) の国内処理対象会社		
主要子会社の業態		国際統一基準行	国内基準行	金融商品取引業者
業務継続可能な自己資本水準		RWA ^(※2) ×8%	RWA×4%	リスク相当額 ^(※3) ×120%
TLAC 段階適用	RWA 対比基準	RWA×13.5%	RWA×6.75%	リスク相当額×202.5%
	LRE 対比基準	LRE ^(※4) ×6%－RWA×2.5%		
TLAC 完全適用	RWA 対比基準	RWA×14.5%	RWA×7.25%	リスク相当額×217.5%
	LRE 対比基準	LRE×6.75%－RWA×3.5%		
内部 TLAC 水準調整係数		75%～90%		

(※1) 「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ－1 1－6－1－2に規定する「本邦 TLAC 対象 SIBs」をいう。第7条－Q3において同じ。

(※2) パーゼルⅢベースの自己資本比率規制におけるリスク・アセットの額（主要子会社連結ベース）をいう。本表において同じ。

(※3) 金融商品取引法に基づき適用のある自己資本規制比率又は連結自己資本規制比率を算出する際の分母に相当する額をいう。本表において同じ。

(※4) パーゼルⅢベースのレバレッジ比率規制における総エクスポージャーの額（主要子会社連結ベース）をいう。本表において同じ。

※本邦 TLAC 対象 SIBs の国内処理対象会社に係る主要子会社については、当該国内処理対象会社が本邦における秩序ある処理の実施にあたり事前に積み立てられた資金を資本再構築に用いることができることを前提とする。

<内部 TLAC 適格資本の計算方法>

【関連条項】第7条第2項

第7条－Q1 主要子会社が銀行又は金融商品取引業者である場合、その内部 TLAC 適格資本の額はどのように計算すればよいですか。

(A)

主要子会社が銀行持株会社自己資本比率告示第1条第37号の2イ(1)に規定する規制金融機関である場合、その内部 TLAC 適格資本とは、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものをいいます（ただし、負債形式であるものについては告示第7条第3項各号（第2号、第4号、第5号及び第9号を除く。）に掲げる全ての要件を満たすものであって、かつ、主要子会社の実質破綻認定時にはその元本の削減等が行われる旨の特約が定められているものに限ります。）。

具体的には、主要子会社が国際統一基準行である場合、その内部 TLAC 適格資本の額は、国内処理対象会社において第4条第1項・第2項（第1号、第4号及び第5号を除く。）に基づき外部 TLAC に算入可能な規制自己資本の額と同様に算出するものとします（したがって、2022年4月以降は主要子会社のその他 Tier1 資本調達手段・Tier2 資本調達手段に係

る非支配株主持分は算入できない一方、銀行自己資本比率告示第 7 条第 1 項ただし書等に定める償還期限までの期間が 5 年以内になった Tier2 資本調達手段に係る控除を行う必要はありません。)

また、主要子会社がバーゼル規制対象外の規制金融機関である場合、内部 TLAC 適格資本に算入できる項目については、内部 TLAC の趣旨も踏まえて個別の業態毎に判断していく必要があります。

例えば、金融商品取引業者（特別金融商品取引業者の場合には、子法人等を有しない者に限ります。）については、基本的には、金融商品取引法第 46 条の 6 第 1 項に掲げる「資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の内閣府令で定めるものの額の合計額を控除した額」が内部 TLAC 適格資本の額となるものの、金商業等府令第 176 条第 1 項第 7 号柱書の括弧書並びに同号ニ及びホの括弧書は適用する必要はないものと考えられます。

また、子法人等を有する特別金融商品取引業者については、基本的には、特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 22 年金融庁告示第 128 号）第 2 条に掲げる算式の分子に相当する額が内部 TLAC 適格資本の額となるものの、同告示第 5 条第 1 項第 7 号柱書の括弧書並びに同号ニ及びホの括弧書は適用する必要はないものと考えられます。

<規制自己資本に算入される劣後債務と内部 TLAC の関係>

【関連条項】第 7 条第 3 項第 2 号

第 7 条-Q2 内部 TLAC には劣後性が必要であるところ、規制自己資本に算入される劣後債務との関係はどのようになりますか。

(A)

自己資本 1 柱告示第 6 条第 4 項第 2 号及び第 7 条第 5 項第 2 号並びに「自己資本比率規制に関する Q&A」第 7 条-Q2 の通り、TLAC 規制対象会社の主要子会社のその他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段はその他内部 TLAC 調達手段に劣後する必要があります。

また、バーゼル規制が適用される業態以外の業態である主要子会社においても、その自己資本規制における自己資本に劣後債が算入可能とされている場合、債権のヒエラルキーを維持する観点から、主要子会社の残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、その他内部 TLAC 調達手段に該当する債務に対して劣後的内容を有する旨を規定することが必要と考えられます。「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ-11-6-1-2④ロ c もご参照ください。

<主要子会社の実質破綻認定時>

【関連条項】第 7 条第 3 項第 3 号

第 7 条-Q3 その他内部 TLAC 調達手段の適格要件としての、「元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、元本の削減等が講ぜられる必要があると認められるとき（「主要子会社の実質破綻認定時」）には、元本削減等が行われる旨の特約」については、具体的に何を記載すれば良いですか。

(A)

TLAC 合意文書は、破綻処理対象法人からグループ内部の主要子会社に予め配賦する内部 TLAC については、主要子会社の存続が困難であると当局が認めた時点（PONV; Point of non-viability）において、当局により元本削減又は資本転換（以下「元本削減等」）がなされるものであることが必要である旨を規定しています。これにより、主要子会社の損失は破綻処理対象法人に集約され、主要子会社が有する重要機能は維持されることが想定されます。

本邦においては、行政権の行使により強制的に債務の元本削減等を行う「法的ペイルイン」を可能とする法制度を採用していないことから、当局からの命令を契約上のトリガーとして親会社への損失移転を実現することとなります。

これを踏まえ、本邦 TLAC 規制においては、「主要子会社の実質破綻認定時」において元本削減等がなされるような特約を、予めその他内部 TLAC 調達手段に係る契約に組み込んでおくことを求めています。

ここで、「主要子会社の実質破綻認定時」については、バーゼル合意においてその他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段について求められている発行体の実質破綻認定時（PONV）の損失吸収条項に係る国内規制上の整理（自己資本比率規制に関する Q&A 第 6 条-Q9 参照）と関連づけることが適当と考えられます。具体的には、預金保険法第 102 条第 1 項第 2 号、同項第 3 号、同法第 126 条の 2 第 1 項第 2 号の実体的要件も踏まえ、当庁が、主要子会社につき、その財産をもって債務を完済することができない若しくはその財産をもって債務を完済することができない事態が生ずるおそれがある又は債務の支払を停止した若しくは債務の支払を停止するおそれがある（以下「財務危機事由が存在する」）と認め、当局が所定の内容の命令を発したことをもって、「主要子会社の実質破綻認定時」とします。

したがって、本邦 TLAC 対象 SIBs については、当庁が国内処理対象会社に対し、その国内主要子会社につき財務危機事由が存在すると認めたことを理由として、国内処理対象会社が銀行の場合は銀行法第 26 条第 1 項、銀行持株会社の場合は同法第 52 条の 33 第 1 項、最終指定親会社の場合は金融商品取引法第 57 条の 19 第 1 項に基づき、内部 TLAC を用いた主要子会社の資本増強及び流動性回復を含む健全性の回復に係る命令を発出した場合を指すこととします。

当庁は、かかる命令において、特定の国内主要子会社につき財務危機事由が存在すると認めた旨を記載したうえで、「内部 TLAC を用いた主要子会社の健全性の回復に係る命令」

との文言を含めることとします（したがって、銀行法第 52 条の 33 第 1 項に基づく命令であっても、当庁が特定の国内主要子会社につき財務危機事由が存在すると認めた旨が記載されていない場合や、「内部 TLAC を用いた主要子会社の健全性の回復に係る命令」との文言が含まれていない場合には、「主要子会社の実質破綻認定時」には該当しないこととなります。）。また、命令においては、国内処理対象会社において、主要子会社に係る負債形式の内部 TLAC 適格資本及びその他内部 TLAC 調達手段（償還期限の定めがある場合において償還期限までの期間が 1 年に満たなくなったものを含みます。）につき、その全部又は一部の元本削減等を行うよう示すこととし、一部の元本削減等を命ずる場合には、元本削減等が必要となる額の総額を一義的に決定することができる指標（普通株式等 Tier1 比率等）を掲げることとします。

その他内部 TLAC 調達手段及び負債形式の内部 TLAC 適格資本については、上記を踏まえた特約を記載してください。その際、仮に一部の元本削減等を命じられた場合においても、元本削減等が必要となる額の総額をベースに、個別の内部 TLAC 適格資本及びその他内部 TLAC 調達手段につき元本削減等の対象となる額が一義的に決定されるような内容の特約とすることが望まれます。

なお、財務危機事由が存在すること及び命令発出の判断の目線については、「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ－1 1－6－2－2①イを参照ください。